

佐世保市生涯学習ボランティア活用事業要項

1. 事業の趣旨

今までに学習を積み重ね、知識や優れた技術を持たれた高齢者、ボランティア等の人材を募り、小中学校、各種団体・学習グループ等からの要請に応じて、斡旋する。

2. 実施機関

佐世保市教育委員会

3. 事業の内容

(1) 講師の選任

豊富な知識や優れた技能を有する市民の方の中から、下記の専門分野を基準として講師としての登録を依頼。

(2) 分野

- ① 歴史と伝統・文化の伝承などの支援
- ② 生産活動の支援
- ③ 自然体験などの支援
- ④ 文化・芸術活動の支援
- ⑤ 科学技術修得の支援
- ⑥ 健康・スポーツ活動の支援
- ⑦ ボランティア活動の支援
- ⑧ 家庭教育・青少年問題等に関するもの
- ⑨ その他（時事問題等を含む）

(3) 講師の登録

講師として応諾した方を、「佐世保市生涯学習ボランティア活用事業」名簿へ登録。

(4) 講師の斡旋

各団体や機関の求めに応じて、適当な講師を斡旋。

①費用

講師への謝金は、申込者が負担。

（市内への出講は基本的に3,000円程度。離島の場合は別途船賃等が必要となる場合がある。詳しくは申込時点で講師と協議するものとする。）

②派遣先

佐世保市内のPTA・町内会・婦人団体・少年団体・老人会・学校等（放課後子ども教室、学童クラブ等）が実施する学習会及び青少年教育活動の場など。

ただし、政治、宗教及び営業利益を伴う団体・企業等への講師斡旋はできない。

事務局

佐世保市教育委員会 社会教育課

佐世保市八幡町1番10号 電話24-1111